

# 車いす無料貸出し申し合わせ事項

美鈴が丘地区社会福祉協議会

美鈴が丘地区社会福祉協議会所有の車いすの短期貸出しを行うにあたり適切な運用を図るため、下記の申し合わせ事項を設け、それに従って平成25年5月1日より実施する

## 1 目 的

美鈴が丘の住民とその関係者に車いすの必要が生じ、その借入を希望する場合、短期間の貸出しを行う

## 2 運 用

(1) 美鈴が丘地区社会福祉協議会（以下社会福祉協議会という）が行う

## 3 保管場所

車いすは美鈴が丘社会福祉協議会事務所並びに美鈴が丘公民館にて保管する

## 4 貸出し・返却手順

町内会長もしくは民生委員児童委員は借入れ希望があれば、担当者に連絡のうえ以下の手順で手続きをしてもらう

### (1) 貸出し時

①希望者は社会福祉協議会事務所または公民館で借用申請書を記入のうえ車いすを受けとる

(貸出し期間は最長1か月までとする)

### (2) 返却時

①車いすを社会福祉協議会または公民館に持参し返却する

②破損等を確認をする

## 5 そ の 他

①貸出し期間は厳守する（貸出し期間内の早期返却は可能）

②貸出し期間中に破損または紛失した場合は、借受人において修繕および弁償をする

③貸出し期間中の事故等については、自己責任とする

④公民館では、直接借用申込みは受け付けない